新十津川町一般廃棄物処理基本計画書

ご み 処 理 基 本 計 画

【概　要　版】

平成 31 年 3 月

北海道新十津川町

目　　次

1　一般廃棄物処理基本計画の基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.1　ごみ処理基本計画の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.2　本計画の対象地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.3　対象廃棄物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.4　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.5　計画の性格と位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　ごみ処理の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2.1　ごみ処理の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2.2　ごみ排出量の実績及び性状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2.2.1　ごみの種類別排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2.2.1.1　ごみ総排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2.2.1.2　家庭系ごみの排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2.2.1.3　事業系ごみの排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2.2.1.4　資源ごみの排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2.3　ごみ処理体制と処理の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2.3.1　ごみ処理実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2.3.2　ごみ処理フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2.3.3　ごみ処理経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2.3.4　ごみの減量化と再生利用に関する各種取り組みについて ・・・・ 12
2.4　ごみ処理の施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2.4.1　排出抑制と再利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2.5　ごみ処理の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2.6　ごみ処理の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2.7　ごみ処理の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2.7.1　ごみ排出抑制の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2.7.1.1　ごみ排出量原単位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2.7.1.2　ごみ処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2.7.1.3　ごみのリサイクル率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2.7.1.4　資源化量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2.7.1.5　最終処分量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2.7.2　収集・運搬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

2.7.3　中間処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2.7.3.1　リサイクリーン（中空知衛生施設組合）　・・・・・・・・・・・・ 26
2.7.3.2　エネクリーン（中・北空知廃棄物処理広域連合）　・・・・・・ 26
2.7.4　最終処分場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2.7.5　ごみ処理経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2.7.6　小動物の処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

3　ごみ処理基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3.1　ごみ処理の理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3.1.1　ごみ処理の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3.2　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3.2.1　ごみ処理の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3.3　ごみの発生量及び処理量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3.3.1　ごみ処理計画の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3.3.2　ごみ排出量の予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3.3.3　ごみ発生量の減量目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3.4　一般廃棄物の減量化目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

4　ごみの排出抑制のための方策に関する事項　・・・・・・・・・・・・・ 37
4.1　町民の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
4.2　事業者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
4.3　行政の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

5　環境方針に基づく今後の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
5.1　排出抑制（リデュース）の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
5.2　再使用（リユース）の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
5.3　再資源化（リサイクル）の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

1　一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1.1　ごみ処理基本計画の背景と目的

本町では『一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）』を平成 14 年度に策定し、各種法令の改正や廃棄物に係る諸課題に対応して廃棄物の抑制、循環型社会形成の推進と廃棄物の適正処理に努めているところである。

このような状況の中で、本計画の上位計画と位置付ける中空知衛生施設組合の「一般廃棄物ごみ処理基本計画（平成 15 年度策定）」が、平成 30 年度に目標年度に達し計画の見直しを行うこととなった。そのことから、本町においては上位計画との整合を図ることを目的として、ごみ処理に係る基本的事項を再整理し、ごみ行政を取り巻く情勢に合わせた新たな目標を設定するとともに、更なる循環型社会形成の推進に寄与すべく計画の見直しを図るものである。

1.2　本計画の対象地域

本計画は、新十津川町全域を対象地域とする。

1.3　対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ごみ処理）とする。

1.4　計画の期間

計画の期間は、平成 31 年度から平成 45 年度までの 15 年間とし、平成 35 年度と平成 40 年度を中間目標年度に設定する。なお、この中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとする。

表 1.1.4.1　計画期間と目標年度

年度	西暦	2018	2019～2022	2023	2024～2027	2028	2029～2032	2033
	平成	30	31～34	35	36～39	40	41～44	45
内容		計画策定	→	中間目標	→	中間目標	→	計画目標

1.5　計画の性格と位置付け

廃棄物処理法では、第 6 条第 1 項の規定により、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。』こととされている。

次に、各計画の位置付けについて示す。

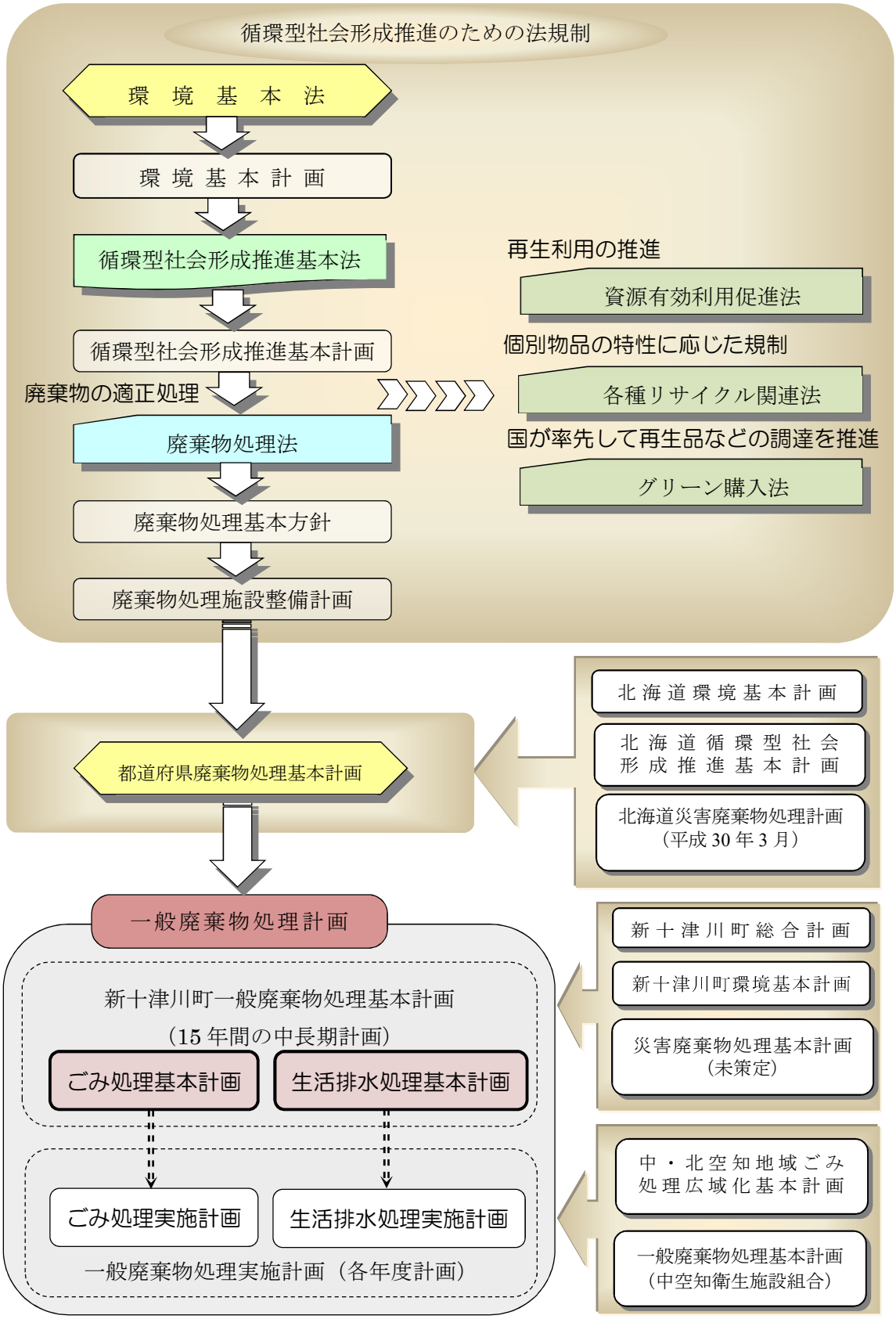

図 1.1.5.1　一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画の位置づけ

2　ごみ処理の現状と課題

2.1　ごみ処理の現状

ごみ種別と処理フロー		対象市町
生ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン （高速メタン発酵処理施設）	滝川市、芦別市、 赤平市、新十津川町、 雨竜町
燃やせる ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン （中継施設） →　中・北空知エネクリーン（焼却処理）	滝川市、赤平市、 新十津川町、雨竜町
燃やせない ごみ 粗大ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン（選別） →　中・北空知エネクリーン（焼却処理） →　各市町の一般廃棄物最終処分場（埋立） →　再資源化（売り払い等）	滝川市、赤平市、 新十津川町、雨竜町
資源ごみ	：中空知衛生施設組合リサイクリーン（選別） →　再資源化（売り払い等）	滝川市、赤平市、 新十津川町、雨竜町

本町では、平成 15 年 4 月（平成 26 年 4 月改定）にごみ処理手数料を定額制から排出量単純比例型（従量制）に移行しており、併せて分別収集などの排出基準も確立している。

〈定額制〉

ごみの排出量に関係なく、一定の金額が課金される方式

〈排出量単純比例型〉

ごみの排出量に応じて課金される方式

2.2　ごみ排出量の実績及び性状

本町における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりである。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入（排出者）により排出されている。

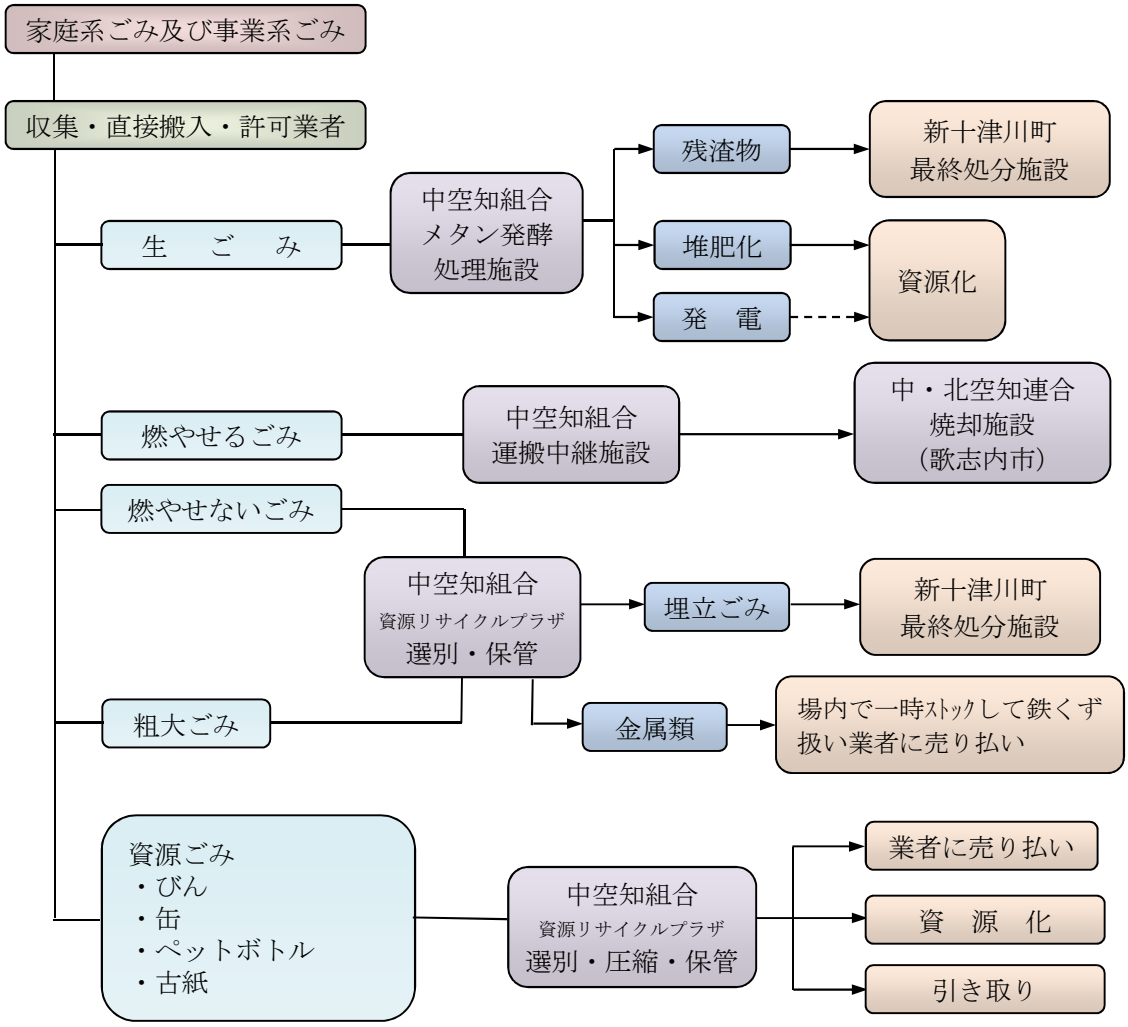

＊．事業系ごみは、計画収集していないため直接搬入となっている。

＊．中空知組合：中空知衛生施設組合（リサイクリーン）

＊．中・北空知連合：中・北空知廃棄物処理広域連合（中・北空知エネクリーン）

図 2.2.2.1　ごみ処理の流れ

2.2.1　ごみの種類別排出量

2.2.1.1　ごみ総排出量

本町におけるごみの分別区分は、平成 15 年度を境に広域処理を前提としたごみ処理体系で統一化されて、この 10 年間では種類別のごみ量も安定した推移となっており、平成 29 年度の総排出量は平成 20 年度比で約 91%（＝1,897／2,087）となっており、行政人口の減少傾向（約 90%＝6,702／7,437）とほぼ同率という状況にある。

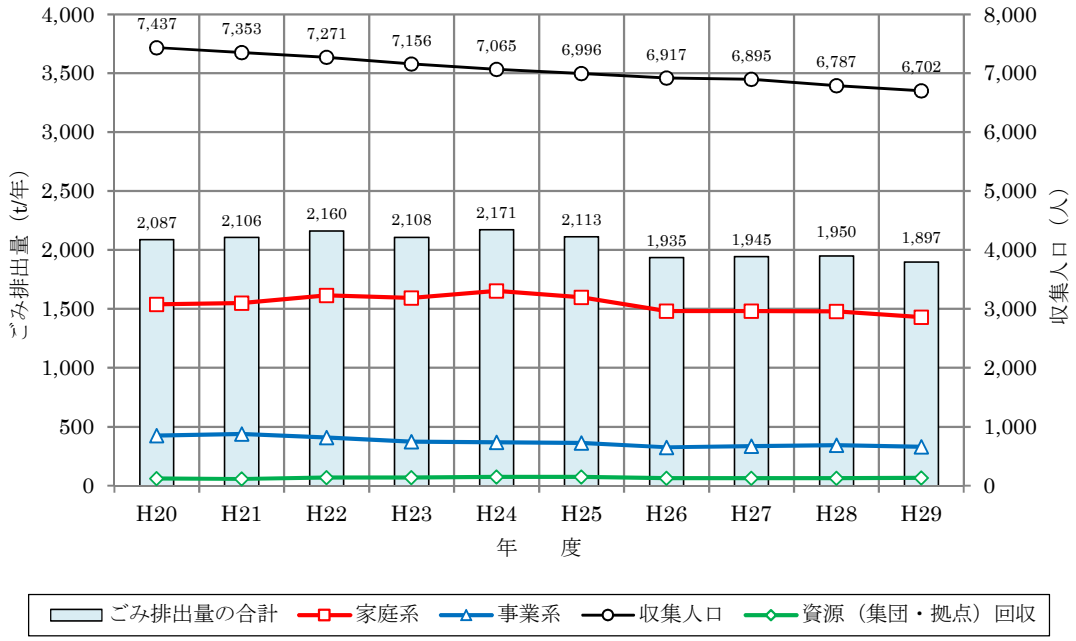

図 2.2.2.2　ごみ排出量の実績推移

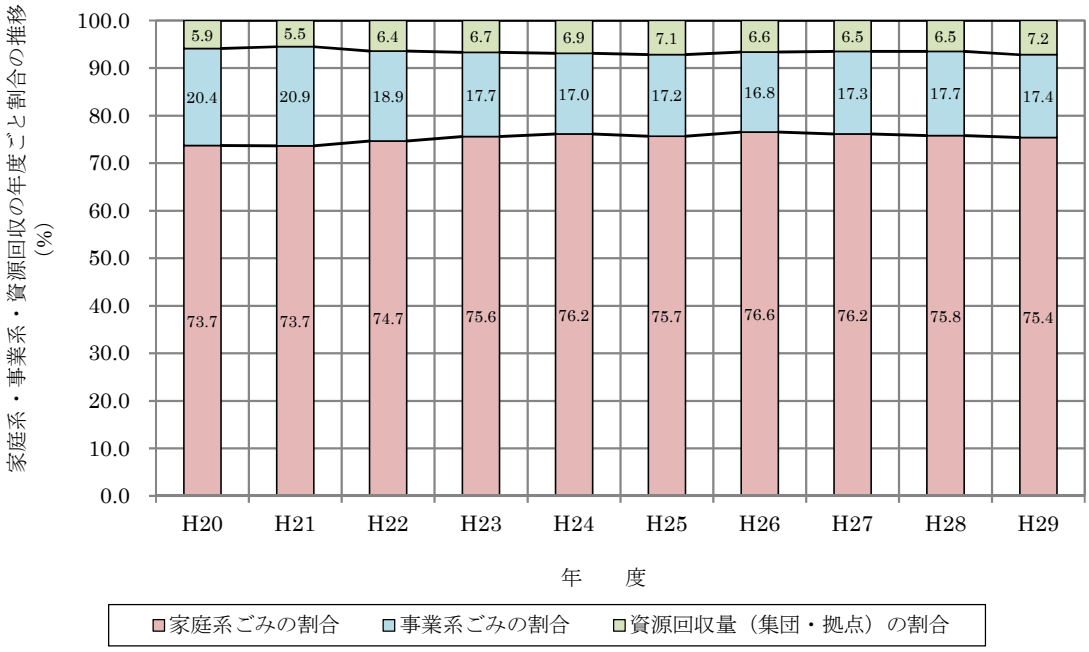

図 2.2.2.3　家庭系・事業系・資源回収の年度ごと割合の推移

2.2.1.2　家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ量の排出量は、年度ごとの微増減があるものの平成 26 年度以降減少傾向を示しており、平成 29 年度排出量は平成 20 年度比で約 94%（＝1,567／1,661）となっている。

この減少率は、収集人口の H29／H20 比（約 90%＝6,702／7,437）に比べ、やや鈍化している。

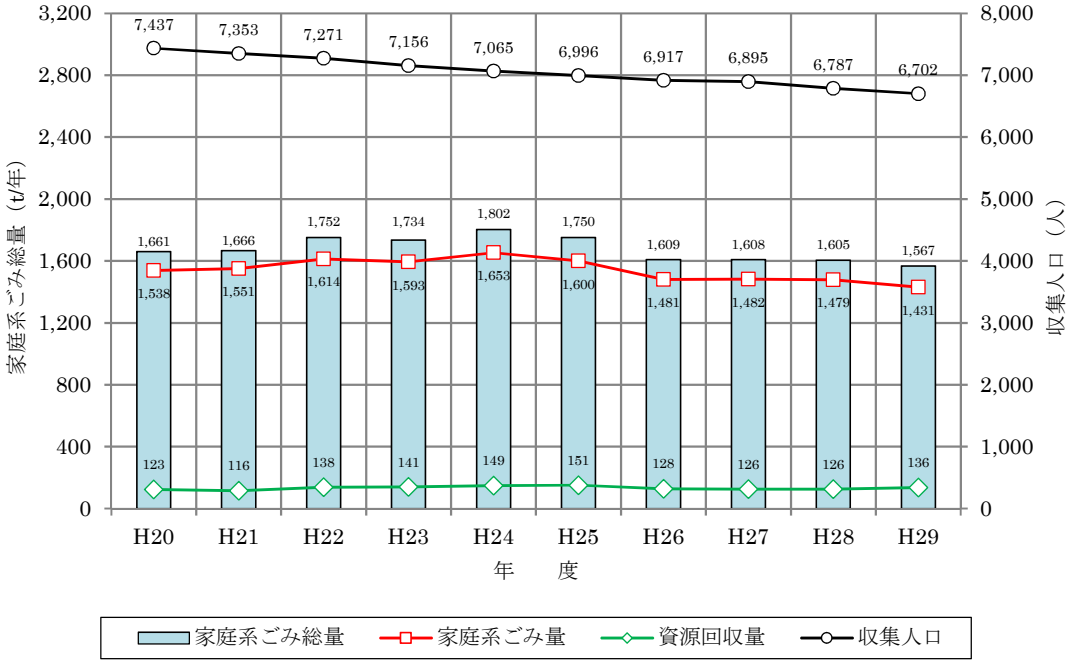

図 2.2.2.4　家庭系ごみ排出量の実績推移

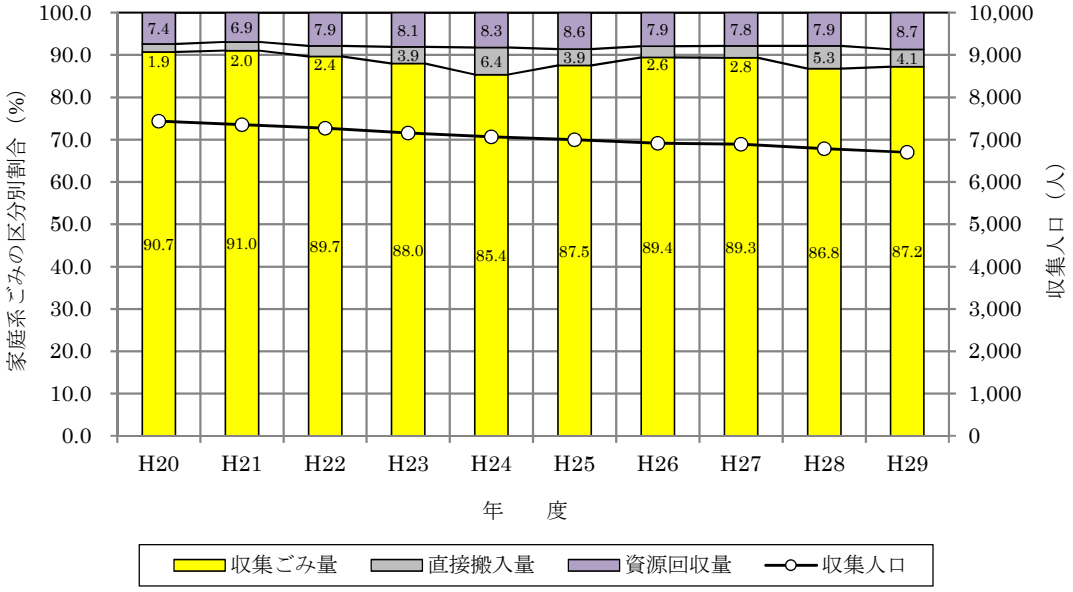

図 2.2.2.5　家庭系ごみの収集・直接搬入・資源（集団・拠点）回収割合の実績推移

2.2.1.3　事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量は、各年で微増減を繰り返しながらも全体としては減少傾向にある。平成 29 年度には H29／H20 比で約 77%（＝330／426）、前年度の約 96%（＝330／345）となっている。

収集人口との比較では、人口が減少しているのにともない事業系ごみ排出量が減少しているが、近年では横ばいとなっている状況にある。

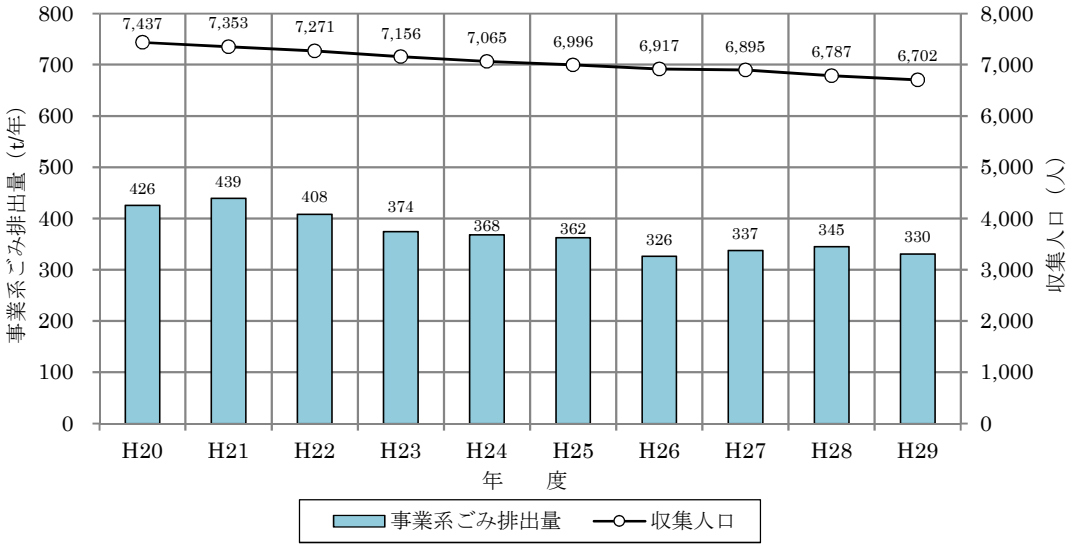

図 2.2.2.6　事業系ごみ量と収集人口の実績推移

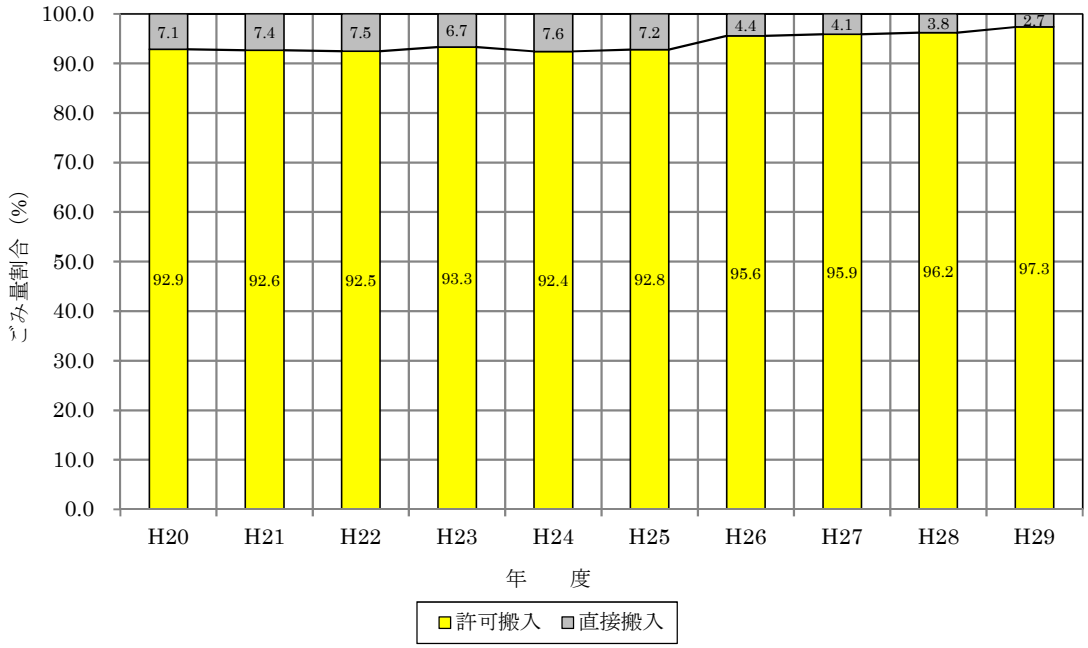

図 2.2.2.7　事業系ごみの許可・直接搬入割合の実績推移

2.2.1.4　資源ごみの排出量

資源ごみの状況は、平成 26 年度までは 530～560t/年程度で推移していたが、以降微減傾向となり、直近 2 年間では約 465t/年となっている。

家庭系として計上される資源ごみが平成 27 年度まで 395t/年前後で推移していたが、直近 2 カ年では減少し、H29／H20 比で約 77%（＝317／412）となっている。事業系は平成 22 年度から平成 24 年度にかけて増加したものの、全体としては微減で推移しており、H29／H20 比で約 35%（＝6／17）まで減少している。資源（集団・拠点）回収では平成 21 年度から平成 25 年度にかけて増加したものの、全体としては約 120～150t/年で推移している。

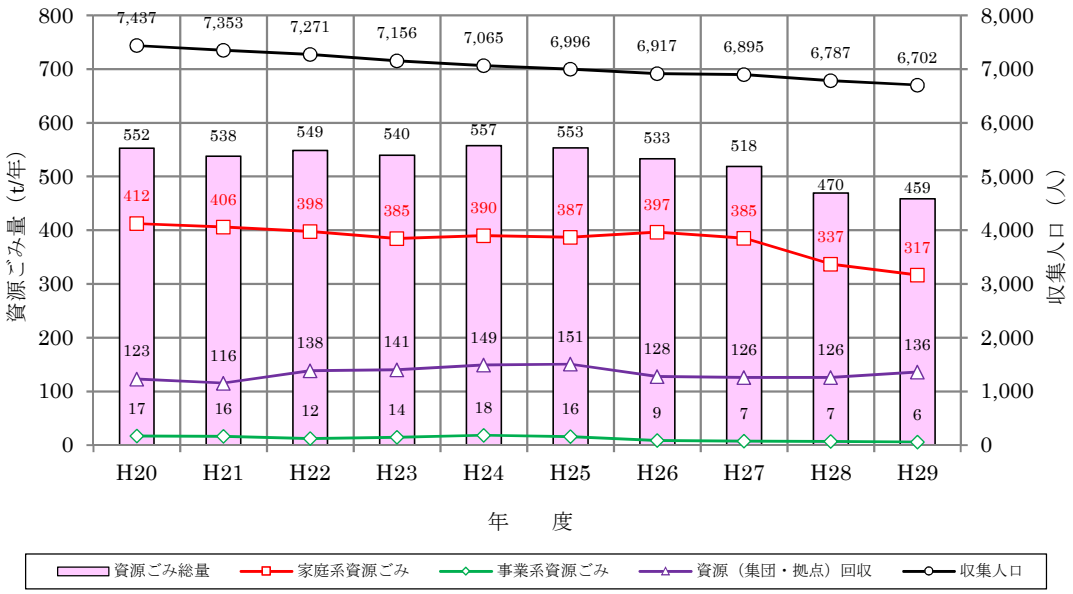

図 2.2.2.8　資源ごみの内訳

2.3　ごみ処理体制と処理の実績

2.3.1　ごみ処理実績

(1) 生ごみ

中空知衛生施設組合リサイクリーン（以下、「リサイクリーン」という。）に集められた生ごみは、施設内にある高速メタン発酵処理施設で処理され、メタンガスというエネルギーを得ており、そのエネルギーを以下に示すものに利用している。

・発電：場内利用、売電
・熱　：冷暖房、ロードヒーティング
・汚泥残渣：肥料（美 ola）として利用
・汚水処理：処理後に放流

(2) 燃やせるごみ

中継施設であるリサイクリーンに集められた燃やせるごみは、運搬効率や環境負荷への配慮のため、各市町から集められたごみを圧縮してコンテナに集約積み替えして中・北空知エネクリーン（歌志内市。以下、「エネクリーン」という。）で焼却処理される。

(3) 燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目

リサイクリーンに集められた燃やせないごみ・粗大ごみは、施設内で選別・破砕されて、付着したプラスチックや木片などの可燃物はエネクリーンに搬出されて焼却処理される。選別により再資源化（金属類、アルミなど）できるものは、売り払いされる。これらの処理に該当しないごみは、新十津川町一般廃棄物最終処分場で埋立処分される。

(4) 資源ごみ

リサイクリーンに集められた資源ごみは、施設内で選別されて売り払い・再資源化・引き取り（有料）などの処分が行われる。

2.3.2　ごみ処理フロー

以下に、本町における平成 29 年度末現在の広域連合関係ごみ処理フローと、本町の分別種別に係る処理フローを以下に示す。

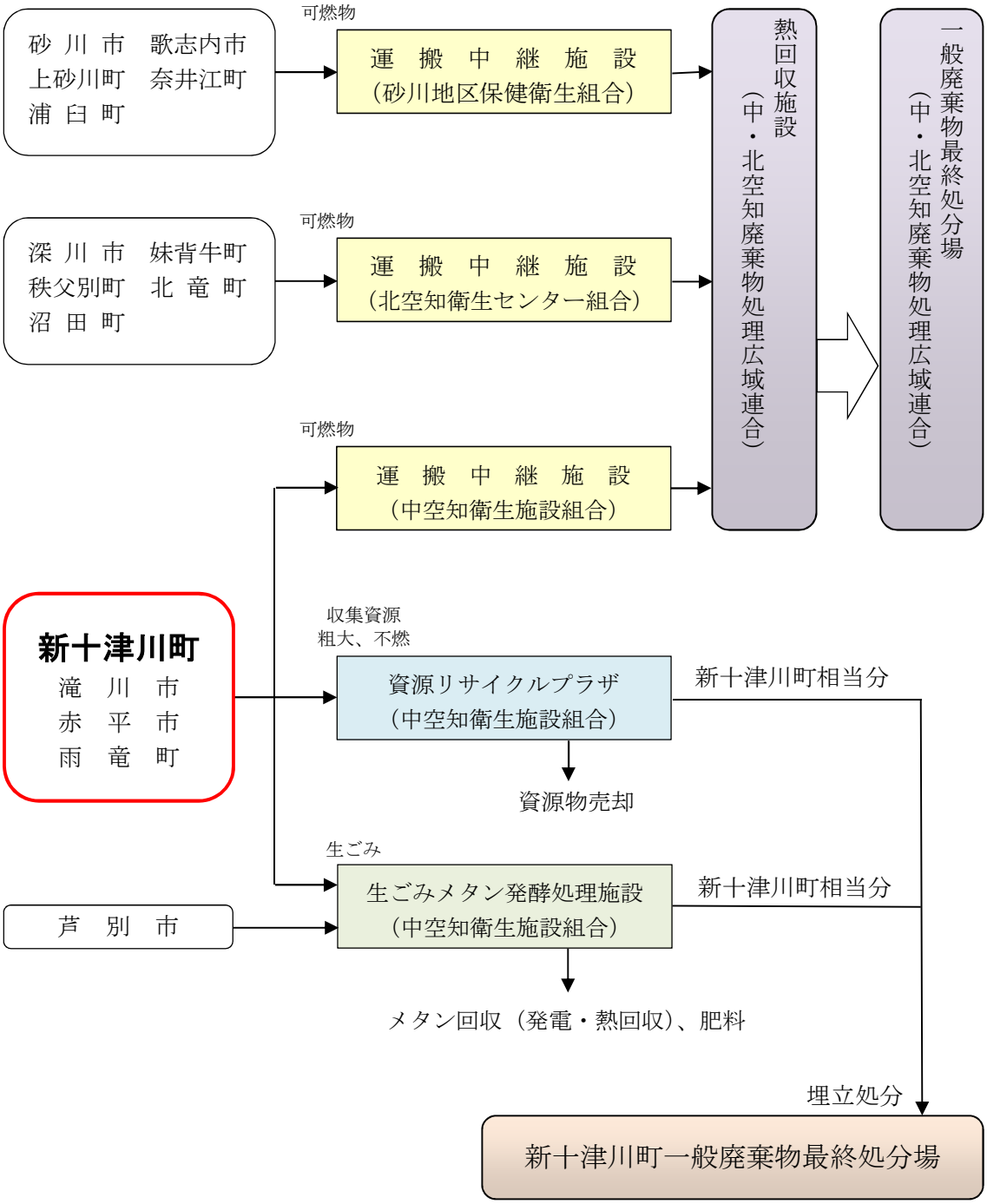

図 2.2.3.1　ごみ処理フロー（広域連合・衛生施設組合）

2.3.3　ごみ処理経費

以下に、直近 5 年間のごみ処理に係る歳入と歳出の状況を示す。

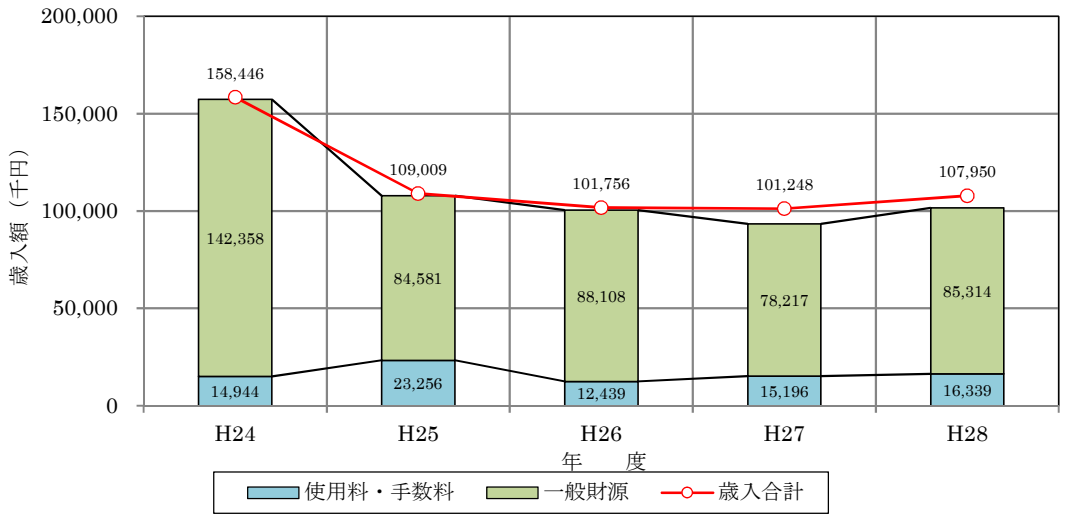

図 2.2.3.2　直近 5 年間のごみ処理に係る歳入の実績推移

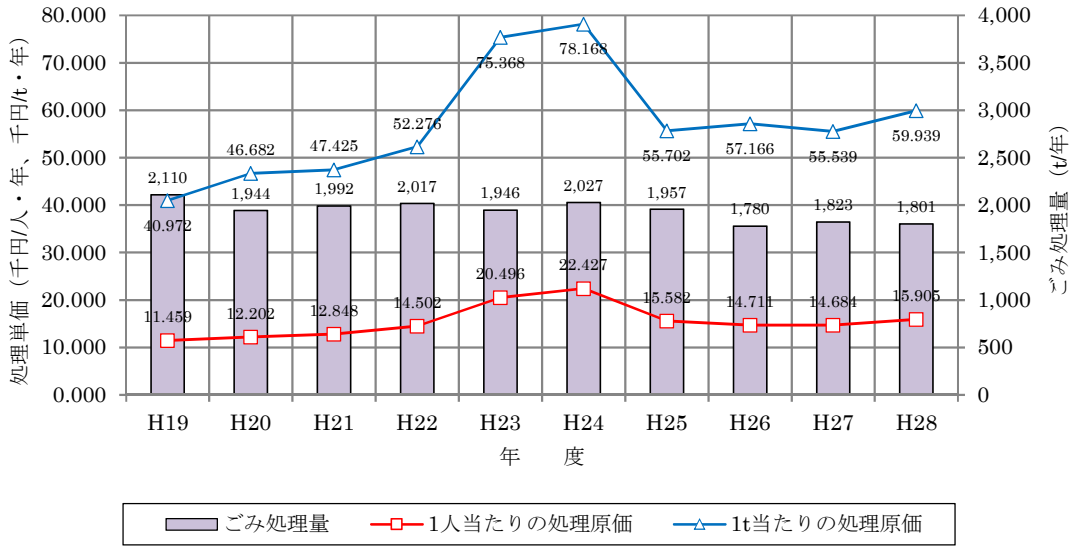

図 2.2.3.3　ごみ処理原価の実績推移

上図より、本町におけるごみ処理原価の推移は次の状況にあると推測される。

① ごみ処理量は、人口と同様に減少傾向にある。

② 1 人当たりの処理原価は、平成 24 年度までは増加傾向にあり、平成 24 年度に行った設備の建設・改良工事により減少を始め、平成 25 年度には平成 22 年度と同程度の水準まで減少して、その後微増傾向で推移している。

③ 1t 当たり処理原価も同上の傾向を示しており、平成 24 年度の建設・改良工事が処理原価の減少に寄与している状況となっている。

2.3.4　ごみの減量化と再生利用に関する各種取り組みについて

①　資源回収奨励金交付事業

本町では、廃棄物の資源化や再利用の促進を図るため、資源ごみを回収する団体に奨励金を交付する、資源回収奨励金交付事業を行っている。資源ごみを回収した重さに基づいて、町から奨励金を交付している。

②　家庭用廃食用油無料回収

本町では家庭用廃食用油の無料回収を行っている。回収された油は、町内の社会福祉法人（明和会）で施設の暖房用燃料として活用される。

食用油は布に染み込ませたり固めたりすることで、燃やせるごみとして排出できるが、無料回収を利用することで、ごみの減量化や地球環境の保全につなげることができる。

③　綿製品・衣類無料回収

本町では綿 50%以上の繊維製品や、不要となった衣類を無料で回収している。

回収された綿製品・衣服はウエス（工業用雑巾）や古着として再利用されており、ごみ袋代の節約・ごみ減量化につながっている。回収窓口は下表のとおり（回収日時：平日 8 時 45 分～17 時 30 分）。

④　小型家電無料回収

本町では、小型家電（概ね一人で持つことができるサイズ、重さの家電をいう）に含まれる金属資源の有効利用のため、不要となった小型家電の無料回収を行っている。

製品によってはサイズが大きくても回収できる場合や、回収できるものの一覧に名称がなくても回収できる場合もあるため、回収できるか不明な場合は、住民課に問い合わせる必要がある。

⑤　MOTTAINAI 広場

MOTTAINAI 広場とは、ごみの減量化と資源の有効活用を目的とし、家庭で不要になった家庭用品を必要な人へ橋渡しする事業である。利用対象者は、本町に住所を有する 18 歳以上の営利を目的としない者に限る。

⑥　リサイクリーンにおける資源回収

燃やせないごみ・粗大ごみ・特定品目として中継施設に集められたごみから、選別により資源物を抽出するなど、ごみの減量化・再生利用を推進している。

また、生ごみの一部については、再生利用として堆肥化も行っている。

2.4　ごみ処理の施策

2.4.1　排出抑制と再利用の推進

本町では、ごみの排出抑制と再利用の促進に向けて、次の施策に取り組んでいる。

①　ごみの発生を減らす

平成 15 年 4 月から生ごみ・燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、古紙類）の分別収集を開始するのに合わせて、ごみ処理手数料の一部有料化を開始している。これにより、排出抑制の向上から大幅にごみの排出量が減少している。

②　容器包装を減らす

◆マイバッグの普及促進

普及促進ポスターなどにより意識の向上を図り、レジ袋削減を呼び掛けている。

◆適正包装の推進

商店、事業者への過剰包装抑制の協力要請や消費者への意識啓発を通じて、適正包装を推進している。

③　生ごみを減らす

◆生ごみの排出抑制

買い過ぎや、作り過ぎなどにより食品を生ごみにすることは「もったいない」という意識啓発を行い、一般家庭や事業者からの生ごみ排出を抑制している。

◆広域的な生ごみ処理の推進

周辺 3 市 2 町（滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町及び雨竜町）で中空知衛生施設組合を構成し、バイオガスプラントの運営を行っている。

④　可燃ごみを減らす

役場の拠点回収及び行政区事業で衣類回収を推進し、可燃ごみ排出を抑制している。

⑤　不燃ごみを減らす

役場で小型家電回収を実施し、不燃ごみ排出を抑制している。

⑥　事業系ごみを減らす

◆事業系ごみの減量の推進

事業系ごみの排出量の抑制などの指導を行い、減量を推進している。

⑦　資源物の回収を促進する

◆資源分別回収の促進

リサイクル意識の向上や回収拠点の整備により、容器包装リサイクル法による缶、びん、ペットボトルなどの資源物の回収を積極的に推進している。

◆集団資源回収の促進

行政区や子ども会での資源回収は、資源分別回収を補完するものであり、継続的な実施と町民の意識啓発を促すため、奨励金制度を創設し、支援している。

⑧　再利用を促進する

再生品や再使用が可能な詰め替え製品の普及促進のため、継続的に再使用に関する情報の提供を行っている。

⑨　再資源化を促進する

（財）日本容器包装リサイクル協会の指定法人などへ回収した資源物を引き渡し、再資源化を促進している。

⑩　家庭ごみの適正処理を促進する

◆適正な分別の推進

広報誌や出前講座により、ごみの分別方法をわかりやすく伝えることにより、適正な分別を促進している。

◆有害ごみなどの適正処理の推進

法律により回収方法が定められている有害ごみ（使用済み乾電池及び蛍光管）、家電リサイクル品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・薄型テレビ）については、情報提供などを通じて適正な回収・処理を行っている。

⑪　事業系ごみの適正処理を推進する

事業系における廃棄物の適正な処理方法の助言・指導を行い、事業系ごみの適正処理を推進している。

⑫　不法投棄対策を推進する

◆不法投棄は犯罪であることの広報誌などを通じた周知の徹底及び不法投棄禁止看板を設置し、不法投棄の抑止に努めている。

◆町安全・安心推進協会の青色パトロールや行政区の防犯部会と連携して監視体制の充実とパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めている。

⑬　グリーン購入・調達を推進する

町における環境に配慮した物品購入を推進するとともに、グリーン商品に関する情報やグリーン購入の啓発を行い、町民や事業者のグリーン購入、グリーン調達を促進している。

⑭　環境教育への取り組み

◆環境問題についての出前講座・学習会を開催している。

◆環境問題に取り組む町民などを積極的に支援している。

2.5　ごみ処理の評価

本町におけるごみ処理の実態を北海道平均値を基準に評価する。評価基準は、全道公表値（総務省『一般廃棄物処理実態調査結果』）の直近データが平成 28 年度実績である。これと比較するため本町の実績についても、平成 28 年度値を用いることとする。

表 2.2.5.1　評価指数の算出結果

	全道値	新十津川町	評価結果
1 人 1 日当たりの総排出量（kg/人・日）	0.972	0.772	1.258
資源回収率の評価（%）	24.3	45.4	1.867
最終処分量の評価（%）	18.3	11.4	1.600
1 人当たり処理経費（円/人・年）	19,426	15,910	1.221
〔参考〕減量率（%）	90.8	97.9	1.079
〔参考〕リサイクル率（%）	24.3	45.4	1.866

＊．評価に用いた数値は、総務省『一般廃棄物処理実態調査結果（H28）』による。

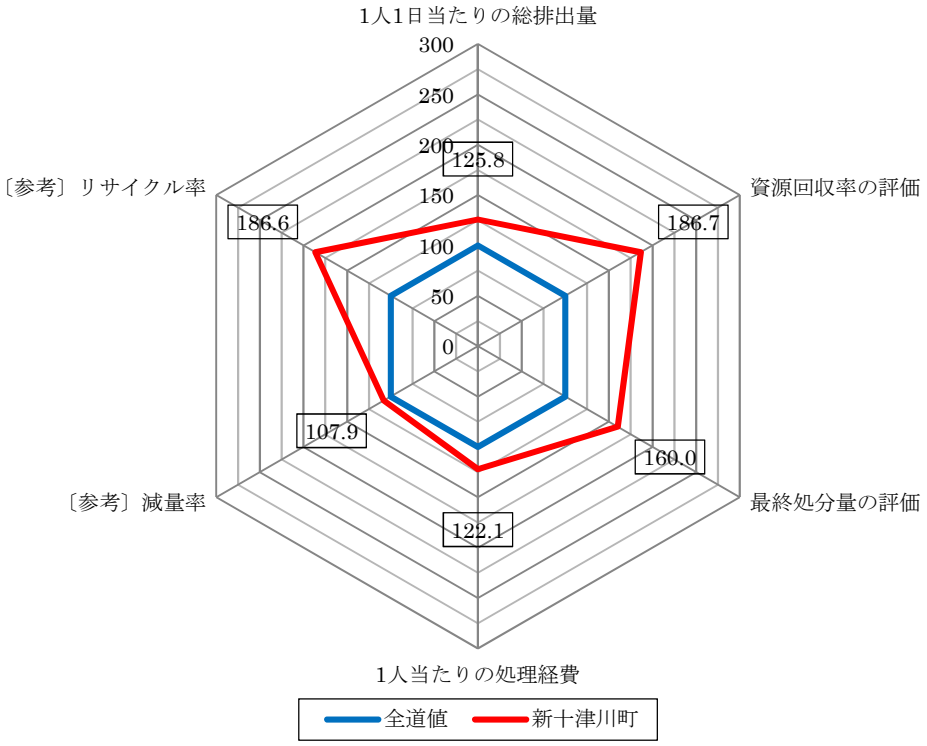

図 2.2.5.1　ごみ処理評価の結果

2.6　ごみ処理の目標

(1) 減量化目標等

国では、「循環型社会（廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会)」を実現するための循環型社会形成推進基本法に基づき『循環型社会形成推進基本計画』を策定している。近年では、平成 25 年 5 月 30 日に第 3 次計画が閣議決定され、続く平成 30 年 6 月 19 日には第 4 次計画が閣議決定されている。これらの計画では、取り組み指標として一般廃棄物の減量化に関する目標を、以下のように設定している。

さらに、平成 28 年 1 月 21 日の環境省告示第 7 号では、第 3 次計画を踏まえて一般廃棄物の排出量を、現状（平成 24 年度）に対して目標（平成 32 年度）で約 12%削減、排出量に対する再生利用量の割合を平成 24 年度：約 21%から平成 32 年度：27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する目標を掲げている。

表 2.2.6.1　国の減量化目標

区　　分	第 3 次循環型社会 形成推進基本計画	第 4 次循環型社会 形成推進基本計画
基　準　年　度	平成 12 年度	－
目　標　年　度	平成 32 年度	平成 37 年度
一般廃棄物総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量	25%（*1）	約 850g/(人・日)　（*1）
1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	25%（*2）	約 440g/(人・日)　（*2）
1 日当たりに事業所から 排出するごみ量	35%（*3）	－
事業系総排出量	－	約 1,100 万トン　（*3）
再 生 利 用 量	－	約 28%　（*4）
最 終 処 分 量	おおむね 7 割減	約 320 万トン　（*5）

(*1) 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む排出量
(*2) 集団回収、資源ごみ等を除く
(*3) 事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする
(*4) 一般廃棄物の出口側の循環利用率
(*5) 一般廃棄物の最終処分量

なお、北海道が示している指標の目標値は、次のとおりである。

【北海道の指標の目標値】

北海道では、国の基本方針（*1）に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として「北海道廃棄物処理計画（第 4 次）平成 27 年 3 月」（北海道）を策定している。

この計画において、廃棄物排出量に係る減量目標を設定している。

（*1）国の基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定される「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

表 2.2.6.2　廃棄物の処理に関する目標値

区　　分	目標値（平成 31 年度） 現状との比較	現　　状 （平成 24 年度）
一般廃棄物の排出量	1,800 千 t 以下 約 11%削減	2,013 千 t
一般廃棄物の排出量		
一人一日当たりの排出量	940g/人・日以下 約 6.4%削減	1,004g/人・日
一人一日当たりの家庭から排出するごみの量	590g/人・日 (450g/人・日) 約 5.1%削減 (約 5.9%削減)	622g/人・日 (478g/人・日)(*1)
産業廃棄物の排出量 （動物のふん尿除く）	39,000 千 t 以下 （18,000 千 t 以下） 現状(H24)と同程度とする	38,752 千 t （17,666 千 t）
一般廃棄物のリサイクル率	30.0%以上	23.6%
産業廃棄物の再生利用率 （動物のふん尿除く）	57.0%以上 （36.0%以上）	55.9% （34.0%）
一般廃棄物の最終処分量	290 千 t 以下 約 28%削減	402 千 t
産業廃棄物の最終処分量	570 千 t 以下 約 21%削減	721 千 t
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	88.0%以上	86.0%

(*1)括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値。

2.7　ごみ処理の課題

2.7.1　ごみ排出抑制の課題

2.7.1.1　ごみ排出量原単位

（1）ごみ排出量原単位の現状

本町におけるごみの 1 人 1 日当たりの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収及び拠点回収）の実績は、全国・北海道平均値を大きく下回る排出量原単位で推移している。

また、総排出量原単位で全国・北海道の排出量原単位が H28／H20 比でともに約 90%（＝925／1,033、＝970／1,072）なのに対して、本町では H29／H20 比で約 101%（＝776／769）とあまり変化のない状況となっている。家庭系排出量原単位の H28／H20 比では全国が約 88%（＝646／733）、北海道が約 91%（＝665／731）で本町は H29／H20 比で約 105%（＝641／612）である。

表 2.2.7.1　ごみ総排出量原単位（1 人 1 日当たり）

（単位：g/人・日）

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新十津川町	769	785	814	805	842	827	766	771	787	776
北海道	1,072	1,037	1,020	1,006	1,004	1,013	990	986	970	－
全　国	1,033	994	976	976	964	958	947	939	925	－

＊．本町の排出量は、住民課資料による。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 29 年度値は現時点（H30.10 末）で未公表となっている。

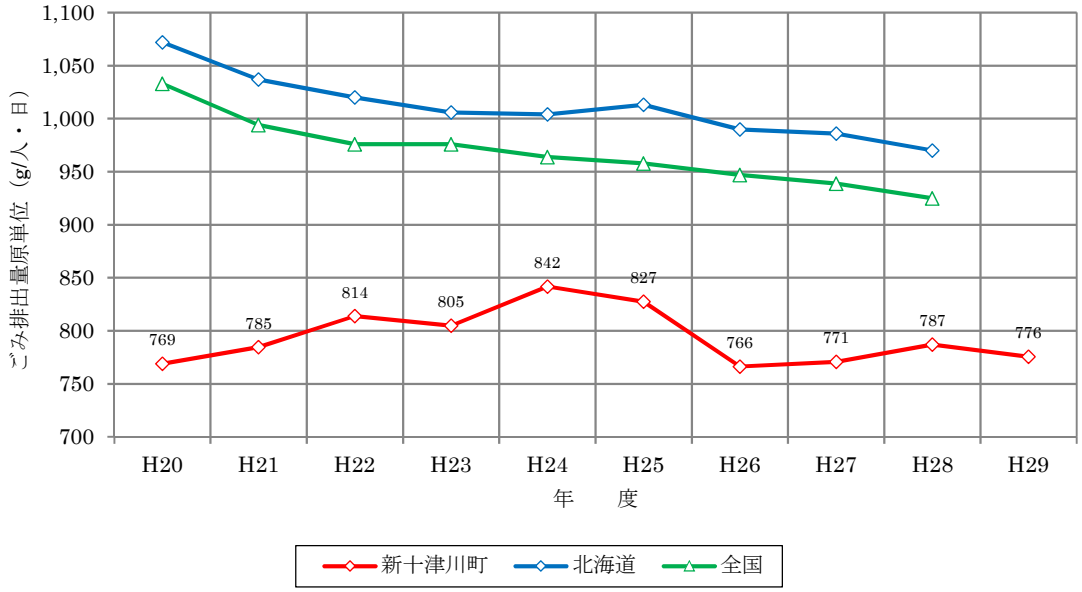

図 2.2.7.1　ごみ総排出量原単位の推移

表 2.2.7.2　家庭系ごみ排出量原単位（1 人 1 日当たり）

（単位：g/人・日）

区　分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新十津川町	612	621	660	662	699	685	637	637	648	641
北海道	731	714	698	696	696	706	685	678	665	－
全　国	733	709	697	696	685	678	668	660	646	－

＊．本町の排出量は、住民課資料による。

＊．北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（総務省）によるもので、平成 29 年度値は現時点（H30.10 末）で未公表となっている。

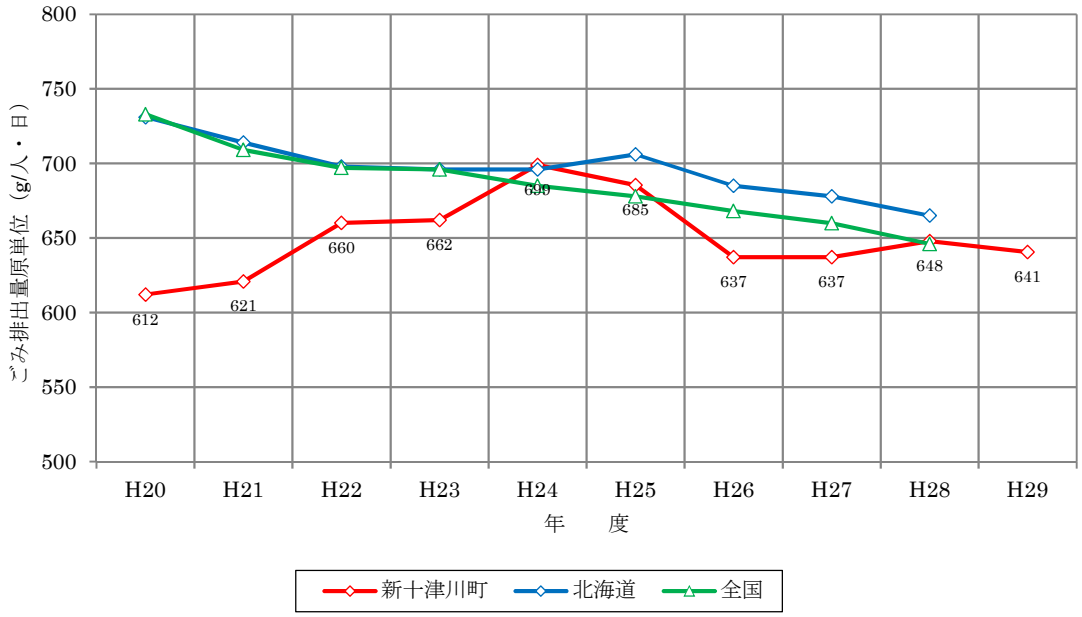

図 2.2.7.2　家庭系ごみ排出量原単位の推移

(2) ごみ排出量原単位の課題

ごみ総排出量原単位は上述したように、実績値で全国・北海道平均を下回る結果となっている。

また、家庭系ごみ排出量原単位は、全国・北海道平均を下回っていたものの微増傾向となっていたため、平成 24・25 年度には全国平均を上回った。平成 26 年度には再び減少して、全国・北海道平均を下回る状況となったが、全国・北海道平均が減少傾向にある中で本町は近年横ばいとなっているため、平成 28 年度には再び全国平均を上回った。よって、今後も更なる減量化に向けた努力が必要となる。

2.7.1.2　ごみ処理状況

(1) ごみ処理の現状

「ごみの総処理量」に対する「直接最終処分量」は、焼却処理・中間処理及び直接資源化の状況により表される数値である。全国の状況では、最終処分場用地の取得・確保の状況によるものと思われるが、北海道に比べて「直接最終処分量」の比率が非常に低いことがわかる。

なお、本町では広域の焼却や、組合のリサイクル施設により最終処分量の減量化を図っている背景もあり、「直接埋立率」は北海道内の平均と比較すると低くなっている。

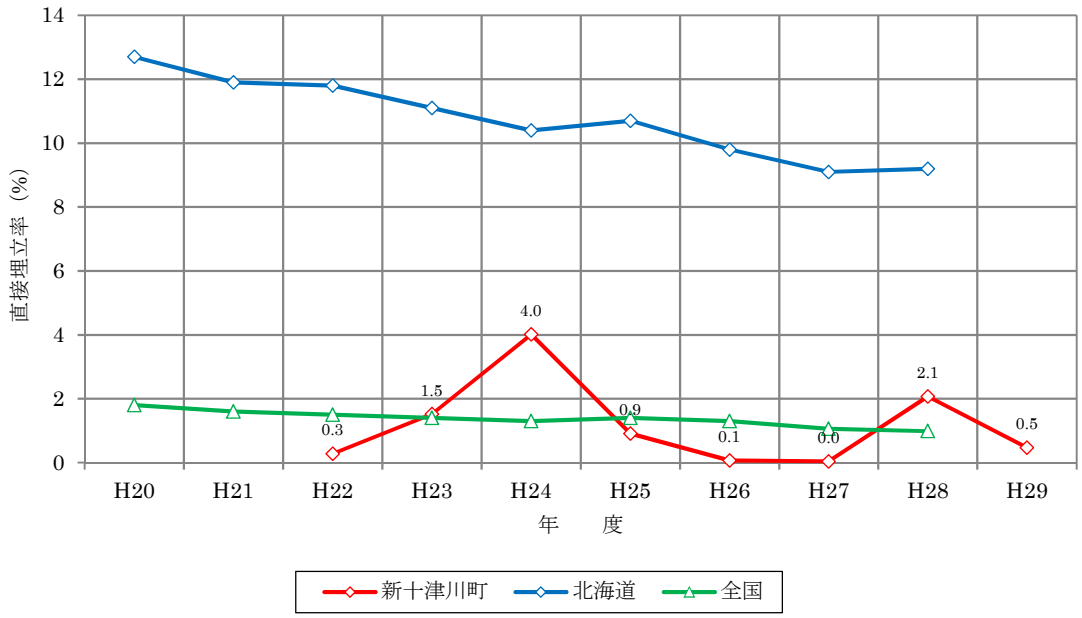

図 2.2.7.3　直接埋立率の推移

(2) ごみ処理の課題

直接埋立率が高くなるほど、埋立処分場に係る負担は増すことになるが、本町ではリサイクリーンやエネクリーンでごみ処理を行っており、直接最終処分量を減量化する施策が講じられている。今後もこれらの処理施設を活用しながら処理・処分を継続していく。

2.7.1.3　ごみのリサイクル率

(1) リサイクル率の現状

本町のリサイクル率は、全国・北海道平均値を大きく上回る 10 年間平均約 46%のリサイクル率となっており、国及び北海道が目標として定めるリサイクル率の目標は達成済みである。

〔ごみのリサイクル率（指標の目標値)〕

国が定める基本方針　　：　27%（平成 34 年度）（*1）

（*1）廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日 閣議決定）

北海道が定める基本方針　　：　30%（平成 31 年度）

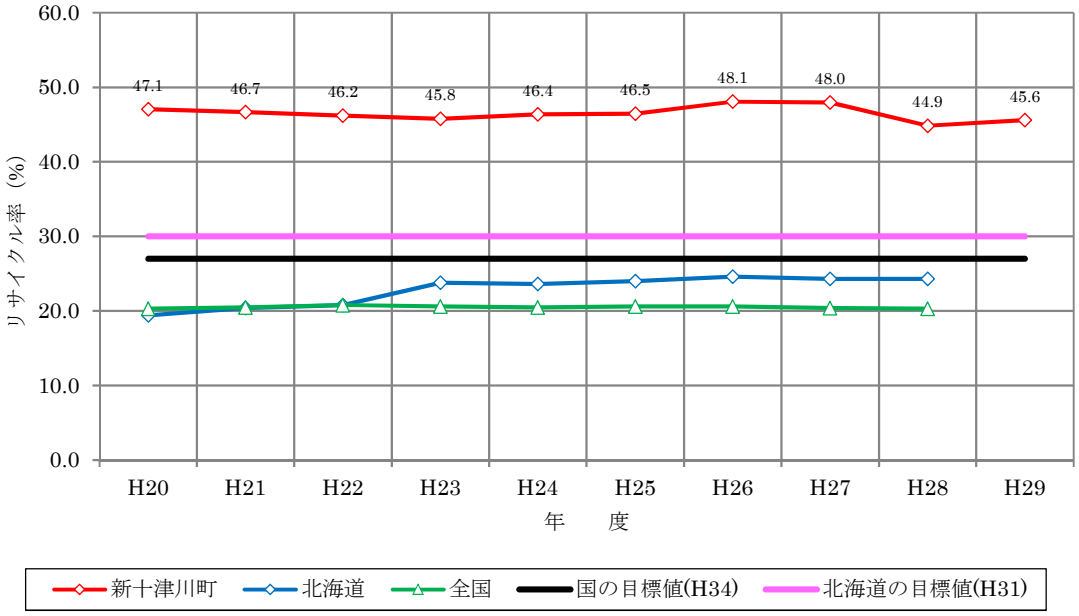

図 2.2.7.4　リサイクル率の推移

(2) リサイクル率の課題

上記の実績整理結果から、本町のリサイクル率は国・北海道の目標値を達成済みであり、今後もこのリサイクル率を維持・向上させていくことが肝要である。

2.7.1.4　資源化量

(1) 資源化量の現状

本町の資源化量は、各年度で微増減を繰り返しつつ全体としては微減傾向となっており、平成 28 年度以降には 900t/年を下回る状況となっている。全国的にも平成 20 年度以降微減傾向となっており、北海道も平成 25 年度以降で同様の傾向を示している。この資源化量の推移では、H29／H20 の人口比約 90%（＝6,702／7,437）に対して、資源化量で約 88%（＝865／982）とほぼ同様の減少率となっている。

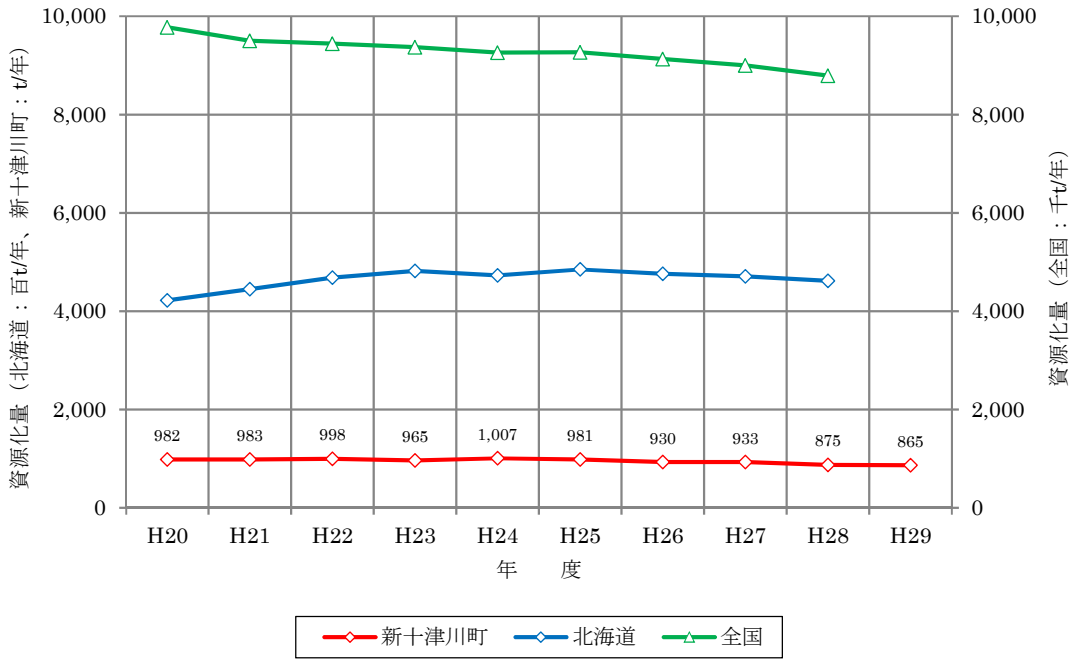

図 2.2.7.5　資源化量の推移

(2) 資源化量の課題

本町の資源化量における推移は、平成 24 年度以降で全国・北海道と同様の推移状況を示しており、リサイクルに係る住民意識の浸透や、ごみ処理の施策により一定の成果を達成している状況である。

今後は、現状を維持するとともに、更なるリサイクル意識の向上が必要となる。

2.7.1.5　最終処分量

(1) 最終処分量（1 人 1 日当たり）の現状

本町におけるごみ排出量に対する 1 人 1 日当たりの最終処分量は実績 10 年間で北海道平均を下回っており、平成 24 年度以降では減少傾向となっていたが、燃やせるごみ等の処理で生じる焼却残渣の増加に伴い、平成 27 年度からは微増傾向に転じている。

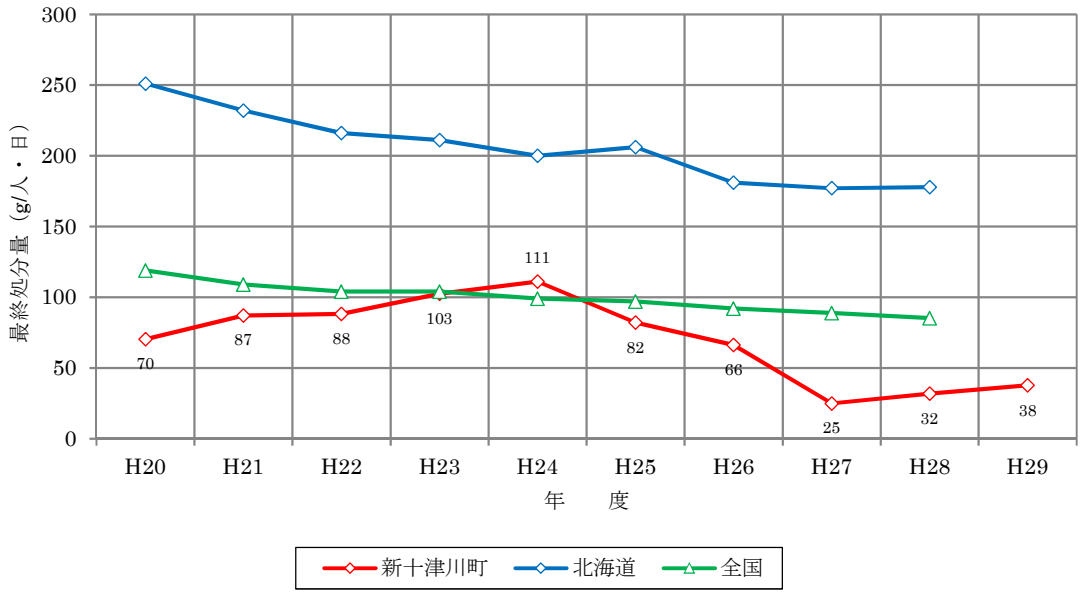

図 2.2.7.6　最終処分量（1 人 1 日当たり）の推移

(2) 最終処分量（1 人 1 日当たり）の課題

本町では北海道平均を下回っており、今後も現状の維持に努める必要がある。

2.7.2　収集・運搬

(1) 収集・運搬の現状

本町では、平成 15 年 4 月より家庭系から排出されるごみについて、「指定ごみ袋」若しくは「粗大ごみ処理券」による収集を行っており、ごみの減量化に効果を発揮している。

(2) 収集・運搬の課題

① 農村地区の一部で実施している、生ごみ・燃やせるごみ・燃やせないごみの拠点収集については、利便性を考慮し、戸別収集化を検討する必要がある。

② 資源ごみについては全収集区域においてステーション収集を行っているが、高齢者等の排出困難者に対応するため、戸別収集化を検討する必要がある。

③ 資源回収については、行政区や子ども会による集団資源回収、拠点回収が行われており、事業に対する支援を行っているところであるが、少子化等に伴う活動量の低下が見られる場合は、支援の拡充を検討する必要がある。

④ プラスチック製容器包装の分別収集については、現在の収集・処理システムや環境への負荷、新たな処理技術の動向を見据える必要がある。

⑤ 生ごみ処理については、リサイクリーンで高速メタン発酵処理を行い資源化に取り組んでいるが、減量化・排出抑制の促進につながる新たな処理技術の導入を検討する必要がある。

⑥ 少子化・高齢化がまちづくりの課題となっており、様々な場面での子育て支援、介護支援が求められている。特に乳幼児世帯や在宅介護世帯で使用される紙おむつ類の排出への対応が課題となっている。

⑦ 今後、分別収集の更なる細分化の必要が生じた場合は、細分化に伴う収集効率の低下や経費の増大が予想されるため、収集体制の見直しについて検討する必要がある。

2.7.3　中間処理

2.7.3.1　リサイクリーン（中空知衛生施設組合）

（1）リサイクリーンの現状

本町から排出されるごみは、中空知衛生施設組合が運営するリサイクリーン（粗大・燃やせないごみの破砕・減容、資源ごみの分別・圧縮などを行う資源リサイクルプラザと、生ごみのメタン発酵処理施設、燃やせるごみの運搬中継施設）で処理を行っており、現在はごみの搬入量も大きな変化はなく、安定した稼働状況にある。

（2）リサイクリーンの課題

現状で示したとおり、本施設は本町のごみ処理システムの中で重要な役割を持っており、資源物のリサイクルや最終処分量の減量化に寄与している。

よって、現状ではリサイクリーンにおいて課題となるものはない。

2.7.3.2　エネクリーン（中・北空知廃棄物処理広域連合）

（1）エネクリーンの現状

本町を含む中空知衛生施設組合（芦別市を除く）から排出される燃やせるごみは、中継施設であるリサイクリーンに集積され、歌志内市に整備されたエネクリーンで焼却・減容化されている。

この施設は、平成 25 年 4 月に供用開始しており現時点（H30.10 末）で 6 年目の施設であり、平成 29 年度実績の「組合別歴日当たり搬入量（*1）」は、施設計画の能力に近似しており、施設運転で課題のないことが報告されている。

（*1）「平成 29 年度広域連合の概要」（中・北空知廃棄物処理広域連合）
平成 30 年 5 月 17 日初版発行

（2）エネクリーンの課題

当施設は供用開始から 5 年の処理運転期間で、焼却されているごみ量も施設計画に近似する状況である。

よって、現状ではエネクリーンにおいて課題となるものはない。

2.7.4　最終処分場

(1) 最終処分場の現状

本町の最終処分場では、当初計画（1,028 ㎥/年）よりも少ない年平均埋立処分量で埋め立てが行われている。

今後についても、引き続き中空知衛生施設組合などからの燃やせない・粗大ごみの破砕物及び不燃物（直接搬入不燃物）の受け入れを行い、埋立処分する計画である。

【最終処理場の概要】

計画埋立面積　：　A=6,220m^2

計画埋立容量　：　V=15,415m^3

当初計画埋立期間　：　N=平成 15 年度～平成 29 年度（15 年間）

なお、平成 24 年度に実施した一般廃棄物最終処分場の残余容量調査により、本処分場におけるごみの埋め立ては、平成 43 年度まで可能と算定されている。

(2) 最終処分場の課題

現有処分場が平成 43 年度まで埋立可能と試算されており、当面は最終処分場に関する課題はないが、将来の使用完了を見据えた新たな処分場造成を検討する必要がある。

表 2.2.7.3　埋立可能期間の算定

ア　施設容量	15,415 ㎥	…A
イ　現況埋立容量	5,207 ㎥	…B（今回測量値）
ウ　埋立残余量	10,208 ㎥	…C（＝A－B）
エ　最終覆土量	約 2,400 ㎥	…D（50 センチメートル厚が必要）
オ　実質残余量	約 7,808 ㎥	…E（＝C－D）
今後の受入量予測	約 300 ㎥／年	…F※ ※今後の人口減に伴う排出量の減少は見込まず、過去 5 年間（平成 19 年度から平成 23 年度まで）の平均値を採用。
使用可能年数	約 20 年	（今後の受入予測量に、中間覆土量を加えて算出した可能年数）
使用限界年度	平成 43 年度	（起算年度＋使用可能年数＝23＋20）

2.7.5　ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費の現状

本町におけるごみ処理原価の現状は、前述する「3.7　ごみ処理経費」(p2-76) で整理されているとおりで、次に示す状況となっている。

① 1t 当たりの処理原価は、平成 23 年度及び平成 24 年度に急増した分を除くと、全体としては微増傾向となっている。

② また、1 人当たりの処理原価も 1t 当たりの処理原価と同じ傾向である。

(2) ごみ処理経費の課題

今後は、既存ごみ処理施設に係る施設修繕費の増加や資源リサイクルの推進によるごみの減量化に伴い、環境への負荷低減に配慮した安全・安心で、適正なごみ処理に取り組むための経費の増加も考えられる。

本町としても、町民や事業者と一体となって効果的なごみの排出抑制やリサイクルに取り組むとともに、民間の処理業者を活用するなど今まで以上に効率的な処理を行うことで、経費の削減に努めることが必要となる。

2.7.6　小動物の処理

(1) 小動物処理の現状

本町内で発生する処理を要する小動物については、30kg 以下の場合にリサイクリーンで、一般廃棄物とは別に小動物の遺体を受け入れして（有料 120 円/kg）複数の動物と合同で、赤平市にある「動物用小型焼却施設」で火葬している。なお、火葬後に個別で骨壺に納めて持ち帰ることができないため、個別に火葬・供養を希望する方については、近隣のペット霊園等に火葬等を依頼することとしている。また、30kg を超える小動物の処理については、本町近郊の民間業者に委託し処分している。

(2) 小動物処理の課題

小動物の処分は、中空知衛生施設組合が平成 16 年度に旧赤平市火葬場（昭和 48 年 5 月完成）を購入し、施設整備により 2 炉を焼却炉として使用して今日に至っている。処分状況は、実績推移から近年増加する傾向となっているが、焼却施設には冷凍庫（1 基：容量 9.72m^3）もあり、現在のところ処理困難な状況とはなっておらず、課題となるものはないことから、当面はこの施設を活用して小動物の処理を行っていく計画である。

3　ごみ処理基本計画

3.1　ごみ処理の理念

3.1.1　ごみ処理の基本理念

本町では、生活環境の基本的な問題であるごみの分別や資源のリサイクルなどについて、循環型社会を構築するために、従来の発生したごみを埋めるという処理・処分の方法を改め、ごみの排出量を可能な限り削減するとともに、環境への負荷を最小にするという考え方に基づき、町民一人ひとりが理念から実行へと歩み出している。

さらに、国の「環境基本法」及び「循環基本法」の理念である『排出抑制（リデュース：Reduce）』、『再使用（リユース：Reuse）』、『再資源化（リサイクル：Recycle）』の3R に取り組んでいるが、今後は「不要なものは買わない・断る（リフューズ：Refuse）」という積極的な考え方を含め、資源を有効に活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

「循環型社会形成の構築」

町民の生活習慣や社会構造を根本から見直して、環境負荷の少ない社会を構築するため、「Reduce・Reuse・Recycle」の 3R を基本理念とし、町民、事業者、行政の協働によるごみの減量及び再資源化の推進を図り、子どもたちが夢と希望をもって、安心で美しく住みよいまちづくりを目指す。

町民、事業者、行政

「施策の方向性」

1　町民、事業者、行政の役割に応じた取り組み
　各活動主体が、それぞれの役割に応じて行動し、ごみの排出抑制と資源の循環に取り組む

2　廃棄物の減量化
　本町のごみ排出量は、人口が減少しているのに反し横ばいになっている。ごみ排出量の減量化のためには、町民一人ひとりが日常生活における排出抑制と減量化に取り組む。

3　資源リサイクルの推進
　資源ごみの有効的な回収を行うために、資源ごみ保管施設やストックヤードなどの施設整備の検討を行うとともに、行政区や子ども会などによる集団資源回収の推進と町の巡回収集の活用を促進し、使い捨てをしないという町民意識の醸成を図る。

4　一般廃棄物処理に伴う環境汚染を未然に防止するため、地域住民、事業者などの協力の下、長期的な視野で適正な処理を図る。また、産業廃棄物については、許可権者である北海道と連携を取りながら適正な処理体制が図られるよう指導・監視を行う。

図 3.3.1.1　基本計画の概念図

3.2　基本方針

3.2.1　ごみ処理の基本方針

循環型社会形成の推進に向け、町民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割と責任において、ごみの減量化や資源化並びに適正な廃棄物処理に取り組み、3R を推進すべく基本方針に沿った施策を行う。

①　ごみ処理の推進

ごみになるような不要なものは、「買わない・売らない・作らない」がごみの発生を抑制するものであり、生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要になったごみについては、再資源化に向けて町民、事業者、行政の協働の下、発生抑制の推進に努める。

②　ごみ排出の抑制

発生したごみについては、町民や事業者が責任を持って減量化に努め、「リユース」・「リサイクル」に取り組む。

③　資源化の推進

可能な限り分別し、巡回収集、拠点回収及び集団回収のほか、店頭回収・法定リサイクル（家電リサイクル法）資源物の分別収集などの再資源化を図る。

④　環境負荷の軽減

ごみとして排出されたものについては、温室効果ガスの削減に配慮するなど、環境への負荷を軽減する安全かつ適正な処理・処分を行うためのシステム構築に努める。

⑤　広域的共同処理

中空知衛生施設組合の運営の下、広域処理を効率的に行うため、本町のごみ処理における分別の徹底指導の強化に向けて、町民、事業者、行政が一体となって取り組む。

⑥　効率的なごみ処理

安定した収集・運搬を維持し、快適で安全な生活環境を保全するとともに、効率的な収集・運搬・処理に向けて、ごみを排出するためのルールづくりの見直しと指導の徹底を行う。

⑦　最終処分

ごみの排出抑制と資源化を推進し、最終処分量を削減する。また、衛生的で安定した最終処分場施設を維持していくために、徹底した分別と減容化対策に努め、既存施設の延命化に取り組む。

＊．3R

リデュース（Reduce　排出抑制）　→　ごみが出ない方法を考えながらごみを減らす。

リユース（Reuse　再使用）　→　形を変えずにもう一度利用する。

リサイクル（Recycle　再資源化）

→　ごみを再資源化する。一般家庭で行う分別は、このリサイクルのお手伝い。

3.3　ごみの発生量及び処理量の見込み

3.3.1　ごみ処理計画の目標

目標年度は通常、概ね 10 年から 15 年先において設定することとされているため、本計画においても 15 年間の平成 45（2033）年度までに設定する。

また、概ね 5 年毎に見直しを行うものとし、中間目標年度を平成 35（2023）年度及び 40（2028）年度として設定する。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、その都度、見直しを行うものとする。

○ 計　画　期　間　；　平成 31（2019）年度～平成 45（2033）年度（15 年間）
○ 中間目標年度　；　平成 35（2023）年度、平成 40（2028）年度（5 年毎の見直し）

3.3.2　ごみ排出量の予測

表 3.3.3.1　ごみ排出量の予測

（単位：人、t/年）

	平成 29 年度（2017）	35（2023）	40（2028）	45（2033）
計画収集人口	6,702	6,400	6,060	5,760
ごみ総量	1,897	1,819	1,719	1,635
家 庭 系	1,431	1,363	1,269	1,190
事 業 系	330	335	335	335
資源回収	136	121	115	110

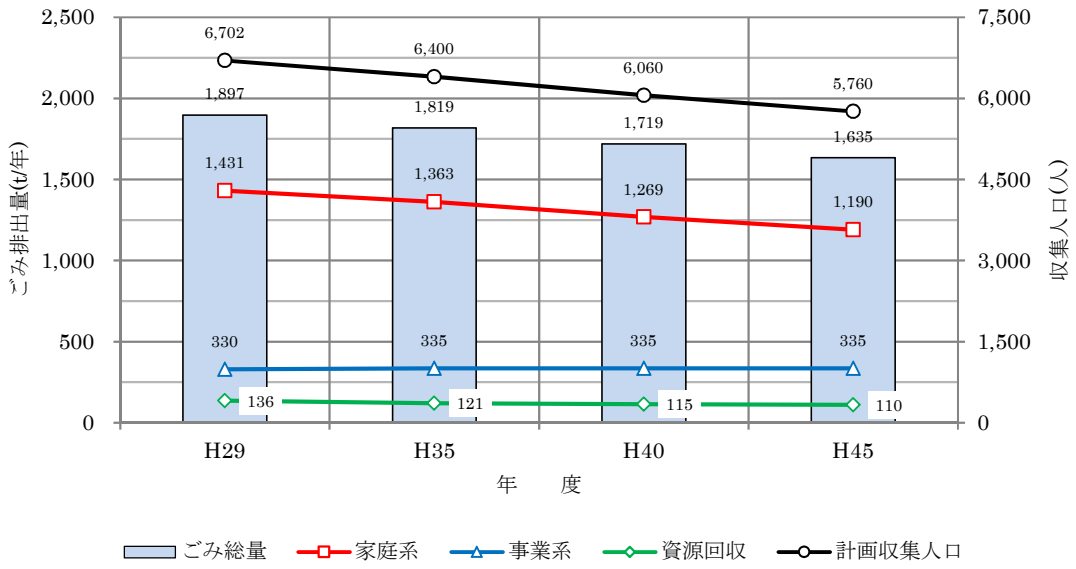

図 3.3.3.1　ごみ排出量の予測

3.3.3　ごみ発生量の減量目標

本町では、平成 15 年 4 月から分別収集処理体制が確立し、ごみの減量化や再生利用に資する一方で、ごみの区分別に対する施策によって、ごみの発生抑制や再利用の推進を行ってきた。将来は、それぞれの施策をより効率的なものとし、更なるごみの減量化を推進することとする。

具体的な推進の内容は、次表に示すとおりである。

表 3.3.3.2　ごみの発生抑制の推進内容

項　　目	既　存　施　策	今後の推進（拡充）策
有 料 化	指定ごみ袋またはごみ処理券により、有料化を実施している。	分別収集体系を継続しつつ、必要に応じて料金の改定を行う。
環境教育	小中学生などを中心とした廃棄物関連施設の見学や、社会教育事業での環境教育などの教育活動を実施している。	小中学生のみならず、一般住民を対象とした環境教育や情報提供の機会を増やし、ごみの減量化や資源化を促進するための環境教育をさらに充実させる。
普及啓発	行政区をはじめとする地域住民の協力による啓発活動を実施している。	ごみの減量化・リサイクルに関する事業、取り組み、イベントなど、啓発を継続する。
助　　成	集団回収団体として登録された団体に対して、回収した資源物重量に応じて奨励金を交付している。	集団回収による効率的なごみの減量化・リサイクルを推進するため、奨励金の交付制度を継続する。
マイバッグ運動 レジ袋対策	普及促進ポスターなどにより意識の向上を図り、レジ袋削減を呼び掛けている。	店舗及び消費者団体の協力によるレジ袋の削減を推進する。
再使用の推進	広報誌や行政区を通じてのチラシ配布などの啓発を行うとともに、古紙・雑がみを資源ごみとして収集している。	古紙類などの資源回収による減量化をさらに推進する。また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集による減量化対策を充実させる。

3.4　一般廃棄物の減量化目標

(1) 家庭系一般廃棄物の原単位

表 3.3.3.3　家庭系ごみ量原単位の減量化目標値

（単位：原単位 g/人・日）

年　　度	家庭系ごみ量推計原単位	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標原単位	
平成 29 年度(2017)	585	－	585	実　　績
30(2018)	590	(0.00%)	590	現況年度
35(2023)	590	(1.33%)	582	中間目標
40(2028)	590	(2.67%)	574	中間目標
45(2033)	590	4.0%	566	最終目標

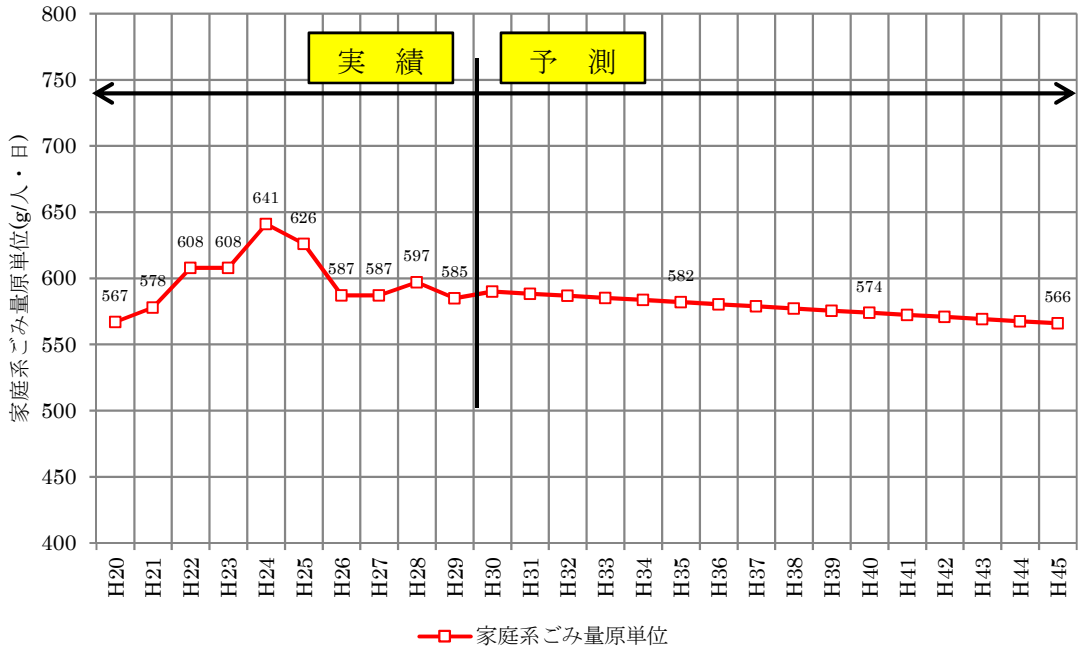

図 3.3.3.2　家庭系ごみ量原単位の減量化目標値

本町の家庭系ごみ量原単位は、実績 10 年間で増減を繰り返してきた。しかし、料金改定のあった平成 26 年度以降の平成 26～29 年度の 4 カ年平均値（約 589g/人・日）では横ばいで一定推移していることから、今後の家庭系ごみ量原単位が現状並みの『590g/人・日』で推移するものと推測する。

そのような中で、本計画では実績値として料金改定以前に最小原単位である平成 20 年度実績値「567g/人・日」が存在することから、この原単位を一つの目標とし、本計画最終目標年度である平成 45 年度までにこの目標を達成（4.0%減量）することとする。

(2) 資源回収量の原単位

表 3.3.3.4　資源回収量原単位の減量化目標値

（単位：原単位 g/人・日）

年　　度	資源回収量推計原単位	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標原単位	
平成29(2017)年度	56	－	56	実　　績
30(2018)	52	(0.00%)	52	現況年度
35(2023)	52	(0.00%)	52	中間目標
40(2028)	52	(0.00%)	52	中間目標
45(2033)	52	0.0%	52	最終目標

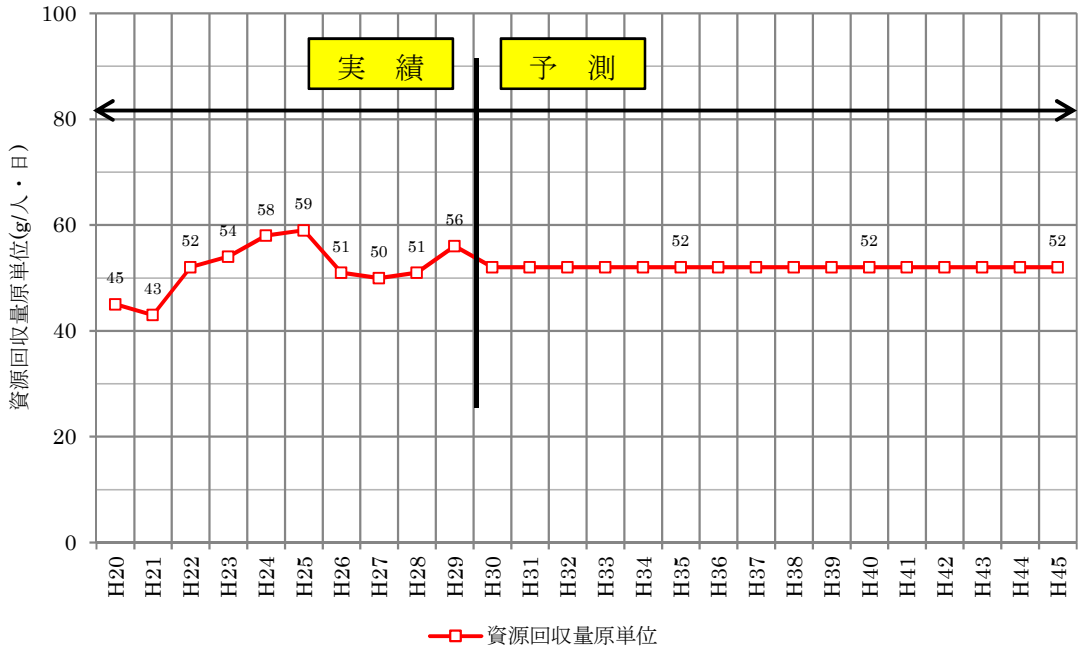

図 3.3.3.3　資源回収量原単位の減量化目標値

本町の資源回収量原単位は、実績 10 年間で大きな変動もなく 43～59g/人・日の範囲にある。また、平成 26 年度から集団回収の実施回数が減少したことで資源回収量に顕著な差が出ている。そのような実績の中、平成 26～29 年度では概ねまとまりのある原単位となっていることから、この直近 4 カ年原単位平均値である『52g/人・日』で今後も推移するものと推測する。

資源回収事業の実施により、燃やせるごみとして排出されている古紙などが分別されて資源回収量として加算される可能性が期待できることから、今後も事業を継続することが望ましいため、今後の減量化目標では、削減目標を設けないこととする。

(3) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、ごみの収集人口と相関しない場合があるため、年量を原単位として扱い統計的手法を用いて推計する。

表 3.3.3.5　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値

（単位：排出量 t/年、(1 人当たり排出量 g/人・日)）

年　　度	事業系一般廃棄物推計排出量	減　量　化　目　標		備　　考
		減　少　率	目標排出量	
平成 29 年度(2017)	330（135）	－	330（135）	実　　績
30(2018)	335（136）	(0.00%)	335（136）	現況年度
35(2023)	335（143）	(0.00%)	335（143）	中間目標
40(2028)	335（151）	(0.00%)	335（151）	中間目標
45(2033)	335（159）	0.0%	335（159）	最終目標

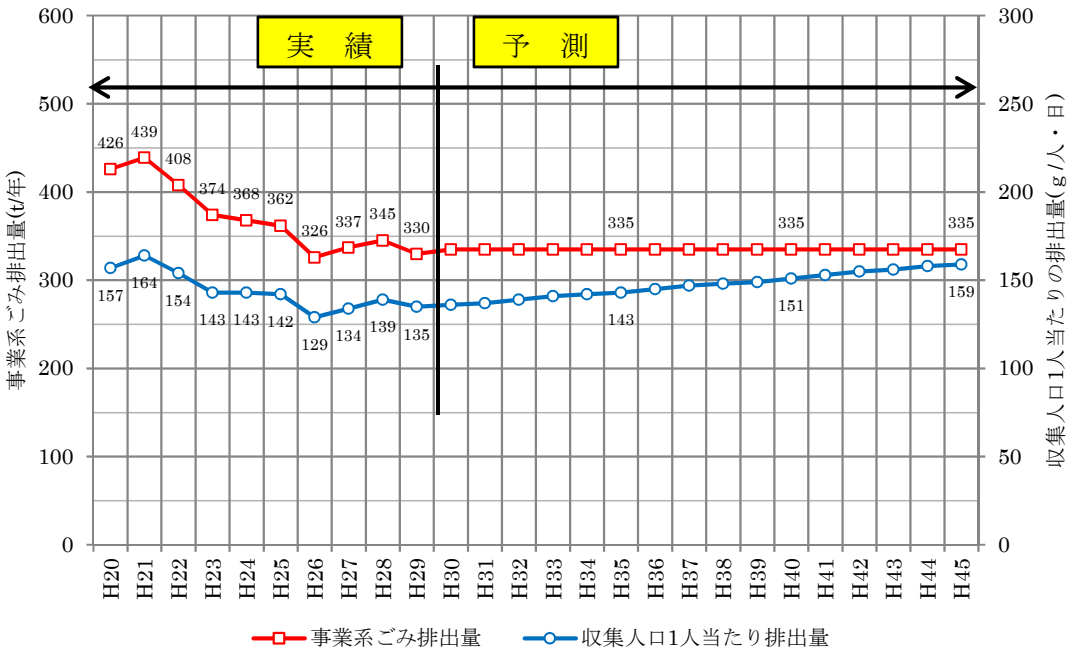

図 3.3.3.4　事業系一般廃棄物排出量の減量化目標値

本町の事業系一般廃棄物は、実績 10 年間で減少傾向となっており、平成 26 年度の料金改定以降では、ほぼ横ばいとなっている。

事業系一般廃棄物の排出量は、経済動向に影響を受ける性質のものであることから、今後、総排出量は実績平均量『335t/年』で推移するものと推測する。

人口の減少に伴い、1 人 1 日当たりの排出量は相対的に増加（『135g/人・日』から『159g/人・日』に増加）するが、近年の実績から本町の事業系ごみ排出量は減量化済みであると判断し、現状の総排出量『335t/年』を超えないように努めることとする。

(4) 国及び北海道と本町の排出量目標値の比較

表 3.3.3.6　国及び北海道と本町の排出量目標値の比較

（単位：原単位 g/人・日）

目標設定主体	目標値（g/人・日）		新十津川町のごみ排出量							
			H30（2018）推計値				H45（2033）推計値【目標値】			
			計	内訳			計	内訳		
				家庭系	事業系	資源回収		家庭系	事業系	資源回収
国	総排出量	850	778	590	136	52	777	566	159	52
	家庭系（資源除く）	440	443	443	－	－	425	425	－	－
北海道	総排出量	940	778	590	136	52	777	566	159	52
	家庭系	590	590	590	－	－	566	566	－	－
	家庭系（資源除く）	450	443	443	－	－	425	425	－	－

平成 29 年度のごみ排出量から推計した平成 30 年度のごみ量原単位は、総排出量では 778 g/人・日、家庭系ごみでは『590 g/人・日（資源ごみを除いた場合は 443 g/人・日）』となっており、国の減量化目標（第 4 次循環型社会形成推進基本計画による）と比較すると、総排出量での比較では国の基準を大きく下回っているが、資源ごみを除いた家庭系ごみ量での比較ではやや上回っている。また、北海道の減量化目標（北海道廃棄物処理計画（第 4 次）平成 27 年 3 月による）との比較では、総排出量、家庭系ごみ量、資源ごみを除いた家庭系ごみ量のいずれにおいても目標値に達しているが、家庭系ごみ量については目標値と同値となっている。

本計画では、家庭系ごみ量原単位を平成 45 年度までに『590 g/人・日』から『566g/人・日』（資源ごみを除いた場合、『443 g/人・日』から『425 g/人・日』）に減量化し、国及び北海道の減量化目標を下回る減量化の達成を目指すこととする。

4　ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの発生及び排出抑制のための方策として、廃棄物行政における町民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割と各主体間の協働及び連携により、目標とする循環型社会形成を目指していくものとする。

また、排出者責任に基づく取り組みだけでは根本的な解決が難しいことから、生産者による拡大生産者責任の遂行の強化に努める。

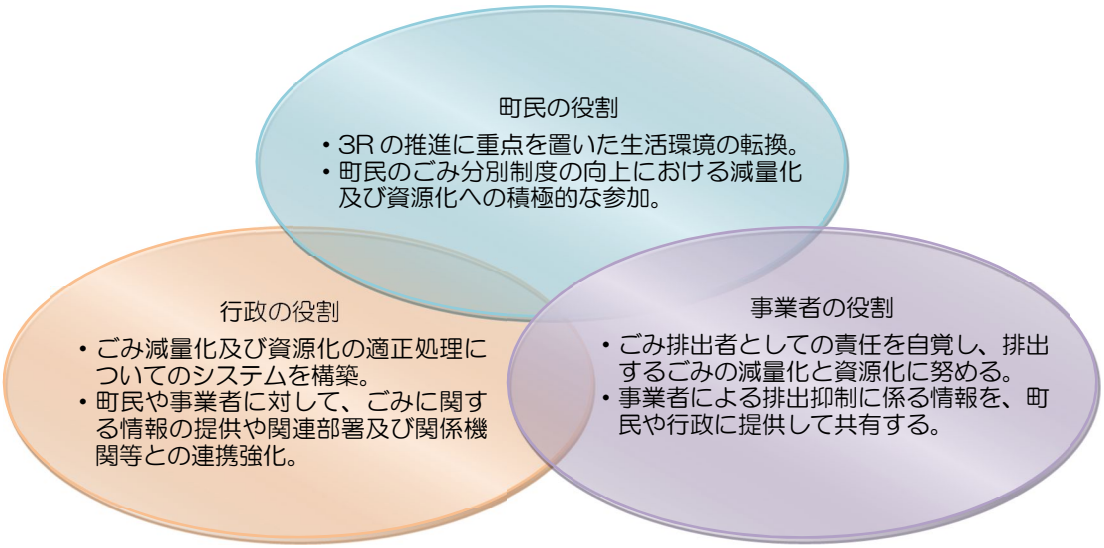

図 4.1.1.1　三者による役割分担

4.1　町民の役割

①家庭や地域において、3R 活動に対する理解を深めるとともに、自発的な研修会や学習会などの実施に努める。

②買い物袋の持参、不必要な梱包の自粛、リターナブル容器(*1)の利用、使い捨て商品の使用削減に努める。

③家庭から分別の徹底を図り、資源物を回収拠点などへ積極的に排出する。

④容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努める。

⑤町民や団体による古新聞などの集団回収や衣類、家庭用品などの不用品受け渡しは、ごみの減量化に有効であるとともに、地域コミュニティの醸成にも役立つものであることから積極的な実施に努める。

(*1) リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器

4.2　事業者の役割

①事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、事業所内で排出抑制に努めるほか、再生利用で循環させるよう努める。

②発生源における排出抑制については、原材料の選択や製造工程を工夫するなど、事業者自ら排出するごみの抑制に努める。

③過剰包装の抑制については、製造・加工・販売などに際し、その他製品や容器などがごみとなった場合の排出抑制や、適正な循環的利用及び処分の円滑な実施ができるよう努める。

また、容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造、販売に努める。

④廃棄物となる食品を排出する小売業者においては、消費期限前に商品を撤去及び廃棄する等の商慣行を見直し、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する。

⑤販売事業者は、拠点回収店としての役割を意識し、白色トレイなどの事業者が再資源化を図ることが効率的なものについては、自主回収ルートを確立するよう努める。

⑥ごみ処理方法の改善や循環型社会の形成に関わる情報を町民や行政に提供し、情報の共有化に努める。

4.3　行政の役割

①本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、行政、町民、事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努める。

②町民及び事業者に対して、ごみの減量化、再生利用、ごみの適正な分別に関する啓発や情報提供を引き続き行う。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会において、書籍の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に努める。

③町民や事業者の環境問題に取り組む場所を提供し、人材派遣や情報及び資料の提供などを行い、支援や教育の促進に努める。

④マイバッグ運動(*1)などの 3R 運動の普及・啓発と、町民、事業者が 3R を実践しやすい仕組みの構築に努める。また、事業者に対して店頭回収の協力を要請する。

⑤町民や事業者が、リサイクル関連法(*2)の規制を正しく理解し、運用できるよう普及・啓発に努める。

(*1)マイバッグ運動

小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋やバッグを使用しようという運動。一人ひとりが実行できる、最も身近な環境保護運動の一つであると言える。いわゆるレジ袋に対し、買い物客が持参するマイバッグは「エコバッグ」とも呼ばれる。

(*2)リサイクル関連法

リサイクル関連法には、「容器包装リサイクル法（H12.4 完全施行)」・「家電リサイクル法（H13.4 完全施行)」・「食品リサイクル法（H13.5 施行)」・「建設リサイクル法（H14.5 施行)」・「自動車リサイクル法（H17.1 完全施行)」・「グリーン購入法（H13.4 施行)」などがある。

5　環境方針に基づく今後の取り組み

循環型社会形成への転換をより推進していくためには、適正な循環的利用の徹底を図り、さらに循環利用が行われていない物の適正な処理・処分について促進する必要がある。

5.1　排出抑制（リデュース）の推進

(1) 町民の取り組み

食べ物を残して生ごみとしないようにすることや、使用できる日用品や電気製品及び家具製造品をごみとして排出しないようにすることで、ごみの排出量が軽減できる。

(2) 事業者の取り組み

それぞれの事業活動において、ごみを外に出さない方法を検討・実践し、ごみの排出を抑制した事業所内処理を行う。

(3) 行政の取り組み

情報提供を行うとともに適切な指導と処理技術の方法を提示するなど、町民や事業者に対し、協働体制を維持しながら積極的な支援を行う。

ごみの減量に向けた施策

◆買　い　物

マイバッグの持参、再生品及びリサイクル商品の選定、過剰包装の抑制

◆家 庭 生 活

詰め替え商品の使用、調理法を工夫し生ごみを軽減

◆使用済みの物

フリーマーケットへの参加、集団回収及び拠点回収の積極的利用

◆排 出 対 策

生ごみの水きり、適正な分別強化

5.2　再使用（リユース）の推進

(1) 町民の取り組み

フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、再使用できるものを購入したり、不用品を出品し、繰り返し使用することを心掛ける。

(2) 事業者の取り組み

事業活動において、使い捨て商品を避け、再利用できる商品を極力利用することで、繰り返し使用するというシステムを構築する。

(3) 行政の取り組み

リターナブル容器の再使用を徹底するためのシステム構築を検討し、リターナブル容器の優れたところや利用の必要性などを、環境負荷の低減やごみの減量化などの視点から幅広く理解を求める。

再使用への施策

◆フリーマーケットへの参加

フリーマーケットによる再使用、インターネット情報による開催会場の周知

◆リサイクルショップの活用

不要になった物を必要とする人が再活用

◆商品購入時の見直し

長く使える商品を使用、再使用できる商品の購入、修理可能な商品を選定

5.3　再資源化（リサイクル）の推進

(1) 町民の取り組み

空き缶及び容器包装紙パックなどを資源として、再び使用できる物は徹底した分別を行い、資源物として回収業者に提供する。

(2) 事業者の取り組み

それぞれの事業活動によって、資源として再び利用できるものは徹底した分別を行い、資源物として回収業者に提供する。また、資源の徹底した分別や行政の資源回収に対して自ら努力する。

(3) 行政の取り組み

資源物の分別収集及び集団資源回収、並びに拠点回収を継続・強化していく。

また、町民や事業者が分別して出しやすい仕組みを検討し実践していく。

さらに、情報提供などを行うことにより町民や事業者を支援し、積極的にリサイクルが行えるような社会づくりをする。

リサイクルの施策

◆資源化の徹底

資源の分別を徹底、事業系ごみの分別義務化、剪定枝などの資源化

◆資源物の拠点回収の強化

資源物回収拠点の拡充、リサイクル推進店認定制度の推進、容器包装資源化の独自ルートの検討